

申請場所	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 戸籍 住民課	6番 出生届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれた日を含めて14日以内に届出してください。 《持ち物》<u>出生届</u>（出生した病院等でもらってください）、<u>母子健康手帳</u> ・時間外や休日に届出される場合は1階の警備員室で受付いたします。 ・海外で出産された方、外国籍の方については、別途お問合せください。 ・住民票コード通知書は、出生届受理日から約1週間以内に静岡市から郵送します。 ・個人番号通知書は、出生届受理日から約1ヶ月後に地方公共団体情報システム機構から郵送されます。 <p>問合せ先【駿河区役所戸籍住民課 054-287-8611】</p>
2階 保険 年金課	20番 生まれた子が国民健康保険に加入する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の「<u>本人確認書類</u>（運転免許証、パスポート等）」 ・「<u>マイナンバーカード</u>」または「<u>通知カード</u>」（お持ちの方） <p>※出生届提出前は受付できません。</p> <p>問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】</p>
	国民健康保険の加入者が出産し、出産育児一時金を申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>出産育児一時金代理受領支払決定通知書</u>」（お知らせハガキ）または「<u>領収・明細書及び直接支払制度の同意書等</u>」、「<u>出産者の国民健康保険証</u>」、「<u>母子健康手帳</u>」、「<u>世帯主の金融機関の口座がわかるもの</u>（ゆうちょ銀行をご希望の場合は通帳をご持参ください。）」 ・海外で出産した場合は、「<u>出産の事実を証明する書類</u>」（外国語で記載されている場合は翻訳文（翻訳者の氏名、住所が明記されているもの））、<u>出産者の「パスポート</u>」もお持ちください。 <p>問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】</p>
	国民健康保険の加入者が出産予定、または出産し、国民健康保険の産前産後の減額の届出をする場合（出産予定日の6か月前の日から届出が可能）	<ul style="list-style-type: none"> ・出産（予定）日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）の出産者の国民健康保険の保険料（所得割額と均等割額）が減額されます。※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。 ・「<u>出産者の国民健康保険証</u>」、「<u>母子健康手帳</u>」、届出人の「<u>本人確認書類</u>（運転免許証、パスポート等）」、「<u>世帯主と出産者のマイナンバーがわかるもの</u>」をお持ちください。 ・母親（被保険者）が海外で出産した場合や、子とは別世帯の場合などは、<u>出生証明書</u>など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。 <p>問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】</p>
	22番 国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が出産予定、または出産し、国民年金の産前産後の免除の届出をする場合（出産予定日の6か月前の日から届出が可能）	<ul style="list-style-type: none"> ・出産（予定）日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。 ※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。 ・①届出人の「<u>本人確認書類</u>（運転免許証、パスポート等）」、②「<u>マイナンバーがわかるもの</u>」、③「<u>基礎年金番号通知書</u>または「<u>年金手帳</u>」、④「<u>母子健康手帳</u>」 ・母親（被保険者）と子が別世帯の場合は、<u>出生証明書</u>など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。 <p>問合せ先【国民年金係 054-287-8624】</p>
障害基礎年金の受給者に子が生まれた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれた子の父親または母親が障害基礎年金（1，2級）を受給している場合は、「<u>障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届</u>」を提出してください。 持ち物等については、お問合せください。 <p>問合せ先【国民年金係 054-287-8624】</p>	

申請場所	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）	
2階 子育て 支援課	24 番	<p>子どもが生まれ、児童手当を新規に申請する場合</p>	<p>子の親等（子の監護養育者）が届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>監護養育者（両親のうち、恒常的に所得の多い方）名義の普通預金通帳またはキャッシュカード</u> ・<u>監護養育者名義の健康保険証</u> ・<u>監護養育者・配偶者の個人番号がわかる書類及び本人確認書類</u> ・<u>単身赴任等児童と市外別居の場合、児童の個人番号のがわかる書類</u> <p>※代理人が届出をする場合、監護養育者が記載した委任状が必要になります。（委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます）</p> <p>※上記のものがなくても申請はできますので、まずはご相談ください。</p> <p>※場合によって追加で必要となる書類がありますので、詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p>
		<p>児童手当の受給者に子どもが生まれ、児童手当の増額を申請する場合</p>	<p>受給者が届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受給者の健康保険証</u> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p>
		<p>児童扶養手当の受給者が出産した場合</p>	<p>受給者が届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童扶養手当証書</u> <p>※持ち物は事情により異なりますので、給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-202-5815】</p>
		<p>ひとり親家庭等医療費助成金受給者が出産した場合</p>	<p>受給者が届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ひとり親家庭等医療費助成金受給者証</u> <p>※持ち物は事情により異なりますので、給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-202-5815】</p>
		<p>未婚で子を出産した場合</p>	<p>本人が届け出てください。</p> <p>※持ち物は事情により異なりますので、給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p>
		<p>子どもが生まれ、子ども医療費受給者証を新規に交付申請する場合</p> <p>※子ども医療費助成制度は子どもが健康保険に加入していないとご利用できません。</p> <p>子どもの健康保険証（国民健康保険、全国健康保険協会、各企業健康保険組合、共済組合など）が出来上がってからの申請受付になります。</p>	<p>戸籍住民課に出生届提出後、子どもの保護者または家族が受給者証の新規交付申請をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>子どもの氏名が記載されている健康保険証（コピー可）</u> <p>◎郵送の場合は、「子どもの健康保険証のコピー」を忘れずに添付し、「子育て支援課 給付係」あて送付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の確認後、受給者証を郵送します。 <p>送付先 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号【子育て支援課 給付係】 問合せ先【給付係 054-287-8674】</p>
		<p>こども園・保育園等に通園（申込）している児童の弟妹が生まれた場合</p>	<p>・保護者が届け出てください。（記載事項変更届を提出していただけます。）</p> <p>問合せ先【入園係 054-287-8673】</p>
3階 お客様サービス課 (水道・下水道)		<p>井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族または親族が届け出てください。 ・電話にてご連絡ください。 ・連絡先【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 <p>受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時</p> <p>※ただし、3、4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。</p>	

【静岡庁舎 新館】 【清水庁舎】 【保健所】														
<p>新館3階 静岡市まちづくり公 社 (市営住宅) 054-221-1253</p>	<p>市営住宅の入居者が出産した場合</p>	<p>・戸籍住民課に出生届出後、異動届の提出。 (用紙は静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり会社にあります。) ・出生された方が記載されている世帯全員の住民票の写し(続柄、本籍記載)</p>												
<p>新館13階 廃棄物対策課</p>	<p>し尿くみ取りをしている家庭で人数が増えた場合</p>	<p>・家族が届出(電話でも可) 問合せ先[浄化槽推進係 054-221-1264]</p>												
<p>各保健福祉センター</p>	<p>出生連絡はがきの提出について</p>	<p>母子健康手帳についている出生連絡はがきに必要事項を記入して郵便ポストに投函又は戸籍住民課においてある専用ポストに投函してください。 【葵区】 城東保健福祉センター 054-249-3180 東部保健福祉センター 054-261-3311 北部保健福祉センター 054-271-5131 藁科保健福祉センター 054-277-6712 【駿河区】 南部保健福祉センター 054-285-8111 大里保健福祉センター 054-288-1111 長田保健福祉センター 054-259-5112 【清水区】 清水保健福祉センター 054-348-7711 蒲原保健福祉センター 054-385-5670</p>												
<p>清水庁舎9階 子ども家庭課 母子保健係 054-354-2647</p>	<p>4か月・10か月児の健康診査について</p>	<p>・出生届出後の1～2か月後に受診票を郵送します。</p>												
<p>保健所 感染症対策課 予防接種係</p>	<p>「予防接種シール」を出生届出から1か月以内に送付します。 予防接種についての問い合わせ先 静岡市保健所感染症対策課予防接種係 054-249-3173</p>													
【庁舎外】														
<p>市立図書館 各館</p>	<p>生まれた子の図書館カードを作成したい場合</p>	<p>現住所、名前、生年月日が確認できる証明書(例:健康保険証、母子手帳など)を持参して図書館にある申込書により、ご家族の方が交付を希望するお子様と一緒に来館して届け出てください。 ※電子申請サービスからも申請可能です(証明書の画像の添付が必要です)。</p>												
<p>〔図書館連絡先〕</p> <table border="0"> <tr> <td>中央図書館 054-247-6711</td> <td>御幸町図書館 054-251-1868</td> <td>藁科図書館 054-278-4100</td> </tr> <tr> <td>南部図書館 054-288-2151</td> <td>西奈図書館 054-265-2556</td> <td>長田図書館 054-259-7878</td> </tr> <tr> <td>北部図書館 054-653-1817</td> <td>麻機分館 054-248-5035</td> <td>美和分館 054-296-6501</td> </tr> <tr> <td>清水中央図書館 054-354-1331</td> <td>清水興津図書館 054-360-4311</td> <td>蒲原図書館 054-388-3456</td> </tr> </table>			中央図書館 054-247-6711	御幸町図書館 054-251-1868	藁科図書館 054-278-4100	南部図書館 054-288-2151	西奈図書館 054-265-2556	長田図書館 054-259-7878	北部図書館 054-653-1817	麻機分館 054-248-5035	美和分館 054-296-6501	清水中央図書館 054-354-1331	清水興津図書館 054-360-4311	蒲原図書館 054-388-3456
中央図書館 054-247-6711	御幸町図書館 054-251-1868	藁科図書館 054-278-4100												
南部図書館 054-288-2151	西奈図書館 054-265-2556	長田図書館 054-259-7878												
北部図書館 054-653-1817	麻機分館 054-248-5035	美和分館 054-296-6501												
清水中央図書館 054-354-1331	清水興津図書館 054-360-4311	蒲原図書館 054-388-3456												